

「容量市場追加オーケション募集要綱（対象実需給年度:2027年度）」
「容量確保契約約款」に関する意見募集
補足説明資料

2025年12月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 2026年度追加オーケションに向けて主に反映された事項
3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

1. 今回の意見募集対象文書 (1/2)

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2027年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書		概要	公表状況
容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～29年度向け 公表済
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～25年度応札 公表済
容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場 業務 マニュアル ※1※2	参加登録・応札・容量確保 契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～29年度向け 公表済
	実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～28年度向け 公表済
	電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
	実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 公表済
	容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
	実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ)) (発動指令電源)編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	
	実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	2024～25年度向け 公表済
	容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	

1.今回の意見募集対象文書 (2/2)

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オーケーション	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オーケーションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オーケーション	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションの参加登録や応札等について記載 	2023～25年度応札 公表済
	電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	
	実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 (別冊) 容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	公表済
	ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
	実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	
	容量拠出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オーケーションの容量拠出金対応について記載 	意見募集実施予定
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

1.今回の意見募集対象文書

- 今回の意見募集対象となる「**容量市場追加オークション募集要綱**（対象実需給年度：2027年度）」と「**容量確保契約約款**」の案では、2026年度追加オークションに向けて主に反映された事項や、記載の明確化等を行っています。
- 意見募集期間は**12月3日（水）～12月16日（火）**とし、意見募集を踏まえて必要に応じ加筆修正を行ったうえで2026年2月上旬に公表予定です。

2. 2026年度追加オークションに向けて主に反映された事項

7

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（1/3）

【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法 <変更前>

(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源は、H3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。
なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の調達上限に追加します。

(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源は、約定処理は応札容量に調整係数を乗じた容量にて行います。
また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。

なお、各エリアのH3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。

なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の各エリアの調達上限に追加します。

発動指令電源の応札容量の合計が調達オークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の落札候補電源を決定します。

①応札上限容量を超過していないエリアは全て落札候補電源とします。
②応札上限容量を超過しているエリア内は実効性達成率の高い順に落札候補電源とします。なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。

・対象実需給年度2026年度向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率（%） = Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年度向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年度向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100

・対象実需給年度2026年度向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率（%） = Σ (全事業者の対象実需給年度2026年度向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (全事業者の対象実需給年度2026年度向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100

※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率（%）を算定します。小数点第11位を四捨五入します。

※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。

※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。

③②において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

2. 2026年度追加オークションに向けて主に反映された事項

8

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定 (2/3)

2. 発動指令電源の優先約定の条件 (上限超過時の同一価格札)

7

(4) 達成率の算定式

- これまでお示した条件を踏まえ、**事業者毎に最新の1年度分のメインオークションの契約時点のアセメント対象容量と、実効性テスト後のアセメント対象容量から実効性達成率*を算定**し、約定処理における落札電源の決定に用いることとなる。

*実効性達成率 (%)

$$= \Sigma (\text{当該事業者の実効性テスト後のアセメント対象容量}) * 1 * 2$$

$$\div \Sigma (\text{当該事業者のメインAX契約時点のアセメント対象容量}) * 2 \times 100$$

※1: 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセメント対象容量を超える契約は、アセメント対象容量をテスト結果とする

※2: 発動指令電源のアセメント対象容量は調整係数反映前の容量

第56回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より
(2024.6.27)

2. 発動指令電源の優先約定の条件 (上限超過時の同一価格札)

9

(6) 新規参入者の扱い

- 新規参入者は実効性達成率の実績が存在しないことから、市場管理者側で設定する必要がある。新規参入の障壁とならないよう配慮した案としては、**A案: 全事業者平均の実効性達成率と設定**するか、**B案: 平均より高く (例えば100%等) 設定**する案が考えられる。
- B案は**、新規参入が促進されるメリットはあるが、既参入事業者が**別名で新規参入するといった事象が生じた場合には公平な競争環境を歪める虞がある**。企業形態は様々であり同一事業者かどうかの特定は現実的ではないという中で、このような事態は避ける手立てが別途必要となる。
- A案は**、定性的には**成績上位事業者による寡占化につながる等の懸念**があるものの、導入上限は実際の供給力の2倍程度と、**現時点では十分な枠が存在**しているため、**平均と設定された新規事業者が参入できない可能性は低い**と考えられる。
- 以上から、参入障壁とまではならない範囲において、新規参入者が過度に優先されることがない、**A案: 全事業者平均*の実効性達成率*と設定**してはどうか。

*全事業者の加重平均を想定

N-1年度実効性テスト

実効性達成率 (テスト後/契約時点)	
A事業者	: 100/100 (100%)
B事業者	: 160/200 (80%)
C事業者	: 15/ 25 (60%)
D事業者	: 20/ 50 (40%)
全事業者平均	: 295/375 (79%*)
※全事業者の加重平均により算出	

N年度オークション

約定処理における優先順位	
A事業者	: 100%
B事業者	: 80%
E事業者(新規)	: 79%
C事業者	: 60%
D事業者	: 40%

2. 2026年度追加オークションに向けて主に反映された事項

9

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（3/3）

3. 発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理

11

- 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、下記①～④の順で約定処理を行う。※1,※2,※3

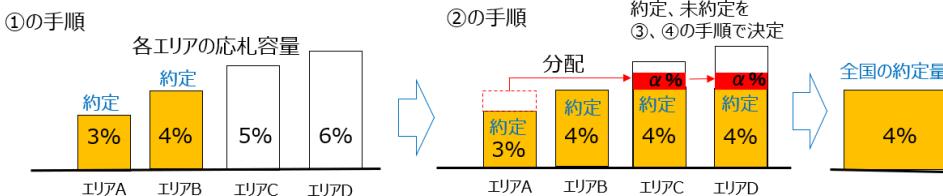
- ① 調達上限容量を超過していないエリアは全て約定
- ② 調達上限容量を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配
- ③ 当該エリア内の約定、未約定は最新の実効性達成率を考慮して決定
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

※ 1 : 0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う

※ 2 : 市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

※ 3 : 約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

＜約定のイメージ＞ 調達上限容量が4%の場合



第56回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より
(2024.6.27)

4. まとめ

12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、上限超過時の同一価格札については実効性達成率に応じた優先約定とする仕組みの検討を行った。
- 実効性達成率の算出については、応札時の枠取りを抑止する観点から、リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出する。
- 参照する実効性達成率実績は、最新の状況が評価されるよう、最新の1年度分とする。
- 適用するタイミングについては、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、2025年度メインオークションから適用を行う。（2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定（第6章落札電源の決定方法））
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約款に記載を行う。（第16条③(1)実効性テストの結果等）

【募集要綱】 第2章 共通事項 3.追加オーケション募集スケジュール

＜変更前＞

追加オーケションの募集スケジュールは以下のとおりです。

(略)

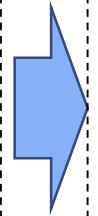
※2025年3月上旬頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源が調達オーケションに参加する場合は、調整係数を更新した期待容量の再登録が必要となります。調達オーケションに参加しない場合は、期待容量の再登録は不要です。

＜変更後＞

追加オーケションの募集スケジュールは以下のとおりです。

(略)

※2026年3月上旬頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）**及び**変動電源）を利用する電源が調達オーケションに参加する場合は、調整係数を更新した期待容量の再登録が必要となります。調達オーケションに参加しない場合は、期待容量の再登録は不要です。**発動指令電源における調整係数は、既に公表済みの対象実需給年度2027年度のメインオーケションで使用した調整係数を用います。**



【募集要綱】 第2章 共通事項 5.一般注意事項

＜変更前＞

(略)

- (3) 本要綱に係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

＜変更後＞

(略)

- (3) **本オーケションに本要綱に**係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。



【募集要綱】 第2章 共通事項 6.守秘義務

＜変更前＞

- (1) 追加オーケションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という）は、以下の情報を除き、追加オーケションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

（略）



＜変更後＞

- (1) 追加オーケションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という）は、以下の情報を除き、追加オーケションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、**金融機関**、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

（略）

【募集要綱】 第2章 共通事項 7.問合せ先

＜変更前＞

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。
なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口
(参加登録に関するお問い合わせ)

メールアドレス： youryou_toroku@occto.or.jp
(その他のお問合せ)

メールアドレス： youryou_inquiry@occto.or.jp

＜変更後＞

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。
なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口
(メインオーケション・追加オーケション、容量拠出金などについて)

URL:<https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

~~(参加登録に関するお問い合わせ)~~

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp
(その他のお問合せ)

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第3章 調達オーケション募集概要 3. 募集内容

〈変更前〉

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。
※期待容量については「第4章 調達オーケション参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整池式又は貯水池式に限る。) ②水力電源(ただし、揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(ただし、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。)



〈変更後〉

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。
※期待容量については「第4章 調達オーケション参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整池式又は貯水池式に限る。) ②水力電源(ただし、揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(ただし、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。)

【募集要綱】 第3章 調達オーケション募集概要 3. 募集内容

〈変更前〉

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間で協議させていただく場合があります。

〈変更後〉

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

エ (削除) プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間で協議させていただく場合があります。



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第3章 調達オーケション募集概要 3. 募集内容

＜変更前＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

キ 以下の電源は調達オーケションに参加できません。 (該当する場合、電源等情報の登録は不可)

- (ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源) ただし、以下の場合は登録可能です。
- 同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
 - 混焼バイオマスで、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
 - 石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)
 - バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

※バイオマス比率の変更に係るFIT制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。
(提出期日についてはFIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します)

※実需給開始前はFIT制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

(略)

＜変更後＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

キ 以下の電源は調達オーケションに参加できません。 (該当する場合、電源等情報の登録は不可)

- (ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源) ただし、以下の場合は登録可能です。
- 同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
 - 混焼バイオマス (石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源を除く) で、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
 - 石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源において、FIT制度による買取から容量市場へ移行するための所定の手続きを行うが認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)
 - バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

※バイオマス比率の変更に係るFIT制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。
(提出期日についてはFIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します)

※実需給開始前はFIT制度に基づく買取を受ける事が可能です。
※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

(略)



【募集要綱】 第3章 調達オーケション募集概要 3. 募集内容

＜変更前＞

(新設)

＜変更後＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

キ 以下の電源は調達オーケションに参加できません。 (該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(コ)長期脱炭素電源オーケションで落札し、本オーケションの実需給年度と長期脱炭素電源オーケションの制度適用期間が重複する電源は、長期脱炭素電源オーケションの契約容量は本オーケションに参加することはできません。



【募集要綱】 第3章 調達オーケション募集概要 3. 募集内容

＜変更前＞

（6）調達オーケションへ応札が可能な容量

調達オーケションへ応札可能な電源等の容量は、メインオーケションで入札して落選した非落札の容量、およびメインオーケション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量になります。

※メインオーケションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量からメインオーケションの契約容量を差し引いた値が1,000kW以上の場合は、その差し引き後となる当該1,000kW以上の値が調達オーケションに応札可能です。

※電源等差替を行った差替元電源については、差替容量分が応札可能となる場合があります。



＜変更後＞

（6）調達オーケションへ応札が可能な容量

調達オーケションへ応札可能な電源等の容量は、メインオーケションで入札して落選した非落札の容量、及びメインオーケション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量になります。

※メインオーケションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量に**対象実需給年度2027年度のメインオーケションで使用した調整係数を乗じたもの**からメインオーケションの契約容量を差し引いた値が1,000kW以上の場合は、調達オーケションに応札が可能です。応札可能容量は、実効性テスト後の期待容量からメインオーケションの応札容量を差し引いた値になります。その差し引き後となる当該1,000kW以上の値が調達オーケションに応札可能です。

※電源等差替を行った差替元電源については、差替容量分が応札可能となる場合があります。

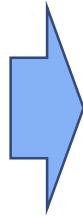
【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 1. 参加登録の方法

＜変更前＞

(新設)

＜変更後＞

(4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

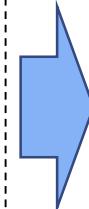
20

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 1. 参加登録の方法

＜変更前＞

（2）登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※）
・参加登録申請者名
・所在地
・銀行口座
・担当者名
・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署）
・登録番号（適格請求書発行事業者）
・収入金課税事業者への該当有無
・クライアント証明書のシリアルNo（※）
・クライアント証明書のID（※）
・クライアント証明書のIDの有効期限（※）



＜変更後＞

（2）登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※1）
・参加登録申請者名
・所在地
・銀行口座（※2）
・担当者名
・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署）
・登録番号（適格請求書発行事業者）
・収入金課税事業者への該当有無
・クライアント証明書のシリアルNo（※1）
・クライアント証明書のID（※1）
・クライアント証明書のIDの有効期限（※1）

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※2 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。

3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 3. 電源等情報の登録

＜変更前＞

（5）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	(略)	
	同時最大受電力	<ul style="list-style-type: none">・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・接続検討回答書 <p>のいずれか1点</p>



＜変更後＞

（5）安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	(略)	
	同時最大受電力	<ul style="list-style-type: none">・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・接続検討回答書・託送供給承諾のお知らせ・系統連系承諾書 <p>のいずれか1点</p>

3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

22

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 3. 電源等情報の登録

＜変更前＞

(6) 変動電源（単独）の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	(略)	
	同時最大受電力	<ul style="list-style-type: none">・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・接続検討回答書 <p>のいずれか1点</p>



＜変更後＞

(6) 変動電源（単独）の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	(略)	
	同時最大受電力	<ul style="list-style-type: none">・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・接続検討回答書・託送供給承諾のお知らせ・系統連系承諾書 <p>のいずれか1点</p>

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 3. 電源等情報の登録

＜変更前＞

(7) 変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2026年1月末日までに提出してください。

※提出書類は「第2章 共通事項 3. 追加オーケション募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

（略）

（小規模変動電源リストの内訳情報）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	（略）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか1点



＜変更後＞

(7) 変動電源（アグリゲート）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）及び電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2027年1月末日までに提出してください。

※提出書類は「第2章 共通事項 3. 追加オーケション募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2027年1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

（略）

（小規模変動電源リストの内訳情報）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	（略）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 ・託送供給承諾のお知らせ ・系統連系承諾書 のいずれか1点

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 3. 電源等情報の登録

＜変更前＞

（10）登録項目および提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

＜変更後＞

（10）登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第4章 調達オーケション参加登録 4.期待容量の登録

＜変更前＞

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2）※
変動電源（単独）	期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	（提出書類なし）※

※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、上記の書類に加え、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。

（提出期限は、対象実需給年度：2026年度の容量市場業務マニュアル（実需給前に実施すべき業務（全般）編）を確認ください。）

＜変更後＞

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2）※
変動電源（単独）	期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	（提出書類なし）※

※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、上記の書類に加え、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。
（提出期限は、対象実需給年度：2026年度の容量市場業務マニュアル（実需給前に実施すべき業務（全般）編）を確認ください。）



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第5章 調達オーケション応札方法

〈変更前〉

1. 応札方法

(略)

(2) 参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了し、調達オーケション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオーケションに応札した場合でも、2026年度向け調達オーケションの応札は新たに登録する必要があります。

(3) 応札情報として、応札容量（kW）および応札価格（円/kW）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みまたは変更申込みを行ったものとみなし、調達オーケションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約または容量確保契約の変更が成立するものとします。

(略)

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オーケション募集スケジュール」を参照ください。

〈変更後〉

1. 応札方法

(略)

(2) 参加登録（事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録）が完了し、調達オーケション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。**応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オーケション募集スケジュール」を参照ください。**なお、これまでのメインオーケションに応札した場合でも、20276年度向け調達オーケションの応札は新たに登録する必要があります。

(3) 応札情報として、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW）（税抜き）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込み又は変更申込みを行ったものとみなし、調達オーケションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約又は容量確保契約の変更が成立するものとします。

(略)

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オーケション募集スケジュール」を参照ください。

3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第6章 調達オーケション落札電源および約定価格の決定方法 5.落札後の手続き等

＜変更前＞

(新設)

＜変更後＞

(4) プロジェクトファイナンス等により建設された電源について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、協議させていただきます。



【募集要綱】 第7章 調達オーケション契約条件 1. 容量確保契約金額

＜変更前＞

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

= 契約単価※1 × 契約容量

- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※2

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティ※3

※1：メインオーケションと調達オーケションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。

※2：「本章2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照。

※3：メインオーケションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。



＜変更後＞

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

= 契約単価※1 × 契約容量※2

- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※32

- 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額科される経済的ペナルティ※43

※1：メインオーケションと調達オーケションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に対象実需給年度2027年度のメインオーケションで使用した調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※32：「本章2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照。

※43：メインオーケションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第7章 調達オーケション契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

〈変更前〉

4-1 実需給期間前
(1) リクワイアメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実需給期間前のリクワイアメントはありません。

なお、発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提出してください。（当該電源等リストが2024年度の実効性テストを受けており、既に提出済の場合は、再度の提出は不要です。）
電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

※電源等リスト内のリソースを所有している事業者または需要家と、電源等リストを登録する事業者が異なる場合は、電源等リストを登録する前までに当該電源所有者の合意を得てください。

(略)



〈変更後〉

4-1 実需給期間前
(1) リクワイアメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実需給期間前のリクワイアメントはありません。

なお、発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提出してください。（当該電源等リストが**対象実需給年度20274年度**向けの実効性テストを受けており、既に提出済の場合は、再度の提出は不要です。）
電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

※電源等リスト内のリソースを所有している事業者**又は**需要家と、電源等リストを登録する事業者が異なる場合は、電源等リストを登録する前までに当該電源所有者の合意を得てください。

※**安定電源**においては、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。一方で、対象実需給年度**2027年度**のメインオーケションにて安定電源での応札分が非落札となった場合、発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできません。

(略)

3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第7章 調達オーケション契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

〈変更前〉

4-2 実需給期間中
(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

(略)

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。

(略)

〈変更後〉

4-2 実需給期間中
(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、**提出された情報をもとに**対応状況を確認します。なお、**本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。**アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

(略)

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか**提出された情報をもとに**確認します。なお、**本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。**

(略)



【募集要綱】 第7章 調達オーケション契約条件 4.リクワイヤメント・アセスメント・ペナルティ

〈変更前〉

4-2 実需給期間中
(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイヤメント未達成量 × ペナルティレート
ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間
であり、調達オーケションにおいては30時間 とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイヤメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイヤメント未達成量 × ペナルティレート
ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間
であり、調達オーケションにおいては30時間 とします。

〈変更後〉

4-2 実需給期間中
(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイヤメント未達成量 × ペナルティレート
ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間
であり、調達オーケションにおいては930時間 とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイヤメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイヤメント未達成量 × ペナルティレート
ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間
であり、調達オーケションにおいては930時間 とします。



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

32

【募集要綱】 第7章 調達オーケション契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

6 消費税等相当額について

(2) 「本章4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額（調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く）が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

＜変更後＞

6 消費税等相当額について

(2) 「本章4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額（調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く）が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。



【募集要綱】 第9章 リリースオーケション参加登録

〈変更前〉

1. 参加登録

- (1) リリースオーケションに参加する場合、新たに参加登録を行っていただく必要はありません。
- (2) 登録されている情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。
- (3) リリースオーケションが開催される場合、リリースオーケション参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札情報の登録ができます。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（kW）、応札上限容量（kW）、経過措置係数（%）、参入ペナルティの有無



〈変更後〉

1. 参加登録

- (1) リリースオーケションに参加する場合、新たに参加登録を行っていただく必要はありません。
- (2) 登録されている情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。
- (3) リリースオーケションが開催される場合、リリースオーケション参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札情報の登録ができます。

※参加資格通知書の記載項目

実需給年度、容量を提供する電源等の区分、エリア名、電源等の名称、電源等の名称（符号化名称）、期待容量（kW）、応札上限容量（kW）、経過措置係数（%）、参入ペナルティの有無

【募集要綱】 第10章 リリースオークション応札方法

＜変更前＞

1. 応札方法

(略)

- (2) リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。
- (3) 応札情報として、リリースする応札容量 (kW) および応札価格 (円/kW) を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の変更申込みまたは解約申込みを行ったものとみなし、リリースオークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約の変更または解約が成立するものとします。

(略)

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。



＜変更後＞

1. 応札方法

(略)

- (2) リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。**応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。**
- (3) 応札情報として、リリースする応札容量 (kW) **及び**応札価格 (円/kW) **(税抜き)** を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の変更申込み**又は**解約申込みを行ったものとみなし、リリースオークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約の変更**又は**解約が成立するものとします。

(略)

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

3. その他の「追加オークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第12章 リリースオークション後の契約条件 1.リリースオークション（部分リリース）後の容量確保契約金額 ＜変更前＞

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

=契約単価※1 × 契約容量※2

- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※3

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティ※4

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量となります。

※3：メインオークションの容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の定めに準じます。

※4：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。



＜変更後＞

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

=契約単価※1 × 契約容量※2

- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※3

- 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額科される経済的ペナルティ※4

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量となります。

※3：メインオークションの容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の定めに準じます。

※4：メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに準じます。

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

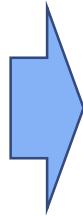
【募集要綱】 第12章 リリースオーケション後の契約条件 3.リリースオーケション交付額の支払・請求額の請求について

＜変更前＞

- (4) 調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、上記(1)のリリースオーケション交付額または請求額を調整する場合があります。

＜変更後＞

- (4) 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額科される経済的ペナルティが発生している場合、上記(1)のリリースオーケション交付額又は請求額を調整する場合があります。



3. その他の「追加オーケション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

【募集要綱】 第12章 リリースオーケション後の契約条件 5.消費税等相当額について

〈変更前〉

(2) メインオーケションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額（調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く）が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

〈変更後〉

(2) メインオーケションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの定めに基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額（調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く）が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。



【募集要綱】 第12章 リリースオーケション後の契約条件 6.その他

＜変更前＞

（3）戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくりクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。

（4）容量提供事業者が「容量オーケションの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、容量オーケションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解約できるものとします。この場合、市場退出によるペナルティの他に、参入ペナルティおよび市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。



＜変更後＞

（3）戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、[及び](#)送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくりクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。 [詳細は容量確保契約約款の第23条を参照ください。](#)

（4）容量提供事業者が「容量オーケションの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、容量オーケションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、[及び](#)容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を[解除解約](#)できるものとします。この場合、市場退出時[の経済的による](#)ペナルティの他に、参入ペナルティ[及び](#)市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。

【募集要綱】

公用文作成の考え方則った表記の更新（句読点、漢字、送り仮名の修正等）を実施。

※本資料内では該当箇所を青文字で表記しています

【約款】第3章 権利及び義務 第22条 容量確保契約金額（各月）の精算

＜変更前＞

第22条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

（略）

⑥請求金額が第8条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います。

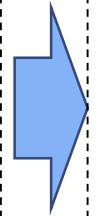
＜変更後＞

第22条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

（略）

⑥請求金額が第8条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額や容量提供事業者の事業者名、請求金額の入金がない事実の公表等を行います。



【約款】第5章 一般条項 第29条 守秘義務

〈変更前〉

第29条 守秘義務

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関する事項を除く。相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。

- ①開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
- ②開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
- ③被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- ④被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
- ⑤法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
- ⑥オーケション募集要綱で公表するとした情報



〈変更後〉

第29条 守秘義務

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関する事項を除く。相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。

- ①開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
- ②開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
- ③被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- ④被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
- ⑤法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
- ⑥オーケション募集要綱で公表するとした情報
- ⑦第22条第1項第6号に基づき公表するとした情報

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他の各種スケジュールは以下を予定しています。

														2025年度	2026年度																
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月																
関連文書 ・ 説明会																【募集要綱】 【業務マニュアル】 (参加登録・応札 ・契約締結編)	意見 募集	意見募集 対応	▲容量市場追加オークション募集要綱公表 2月上旬	▲業務マニュアル公表 2月上旬	事業者向け説明会 2月上旬										
参加登録																内容によって意見募集 省略の可能性あり	事業者情報の登録 3月2日～3月6日		期待容量の登録 4月7日～4月24日	電源等情報の登録 3月2日～3月13日											
需要 (供給) 曲線 ・ 実施判断																	実施判断▲ 4月22日頃	需要 (供給) 曲線の公表▲ 4月22日頃	応札の受付 6月3日～6月15日	期待容量等算定諸元一覧の 登録受付 6月16日～6月22日											
約定結果 ・ 契約書締結																	約定結果の公表▲ 7月末頃	容量確保契約書締結の手続 8～9月頃	▲ 容量確保契約の結果公表 10月頃												
その他																実効性テスト (夏)	実効性テスト (冬)	▲供給計画に基づく 需要想定更新	1回目												
																容量停止計画の調整		▲容量確保契約の変更または解約の確認期限日	ベースロード市場開催												

記載の日付は予定であり変更となる可能性があります